

関係法令等の一覧【県:参考】

法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
<p>静岡県盛土等の規制に関する条例 (令和4年7月1日施行)</p> <p>⑫ (目的) 第1条 この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</p>	<p>静岡県 盛土対策課</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 盛土等 盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。 (以下略)</p> <p>第3章 土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止等 第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。 (各号略) 2 知事は、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等(前項各号に掲げるものを除く。次項において同じ。)が行われているおそれがあると認めるときは、当該盛土等を行っている者に対し、直ちに当該盛土等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 知事は、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が行われたことを確認したときは、当該盛土等を行った者(当該盛土等を行った者に対して当該盛土等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該盛土等を行った者が当該盛土等を行うことを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、当該盛土等に用いられた土砂等(当該盛土等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該盛土等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、当該盛土等区域の周辺地域の住民に、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が行われたことその他の必要な情報を提供することができる。</p> <p>(盛土等の許可) 第9条 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。 (1) 盛土等区域の面積(一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積)が1,000平方メートル未満であり、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量(一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域において用いられる土砂等の量を合算した量)が1,000立方メートル未満である盛土等 (以下略)</p> <p>(命令) 第27条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するため必要があると認めるときは、当該盛土等に係る第9条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。 2 知事は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けずに盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該盛土等の停止を命ずることができる。</p> <p>(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令) 第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ずず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずよう勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>附 則 5 この条例の施行前に盛土等を行うのに必要な法令若しくは条例の規定による許可等の処分を受けず、若しくは届出等の行為をしないで行われた盛土等(以下「無許可盛土等」という。)(当該無許可盛土等が行われた土地の区域の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、当該無許可盛土等に用いられた土砂等の量が1,000立方メートル未満であるものを除く。)が存する土地の区域(以下「無許可盛土等区域」という。)において盛土等を行おうとする場合又は無許可盛土等区域に隣接し、かつ、これと一体である土地の区域において盛土等を行おうとする場合においては、無許可盛土等区域及び盛土等区域を盛土等区域と、無許可盛土等に用いられた土砂等の量と盛土等に用いられる土砂等の量とを合算した量を盛土等に用いられる土砂等の量とみなして、第9条第1号の規定を適用する。</p>	<p>(1) 静岡県の回答によると「静岡県では、令和4年7月1日以降に当該箇所に土砂が搬入されたとの事実は確認していないため、回答できない。(土砂基準の適合について判断ができない。)」</p> <p>(2) 静岡県の回答によると「県では、当該箇所に盛土を行った事業者について把握していないため、回答できない。」</p> <p>(3) ア静岡県の回答によると「9条各号の許可を要しない盛土等以外の盛土等を行おうとする者が許可を受けなければならない。」</p> <p>(3) イ静岡県の回答によると「27条2項の規定による命令は、許可の規定に違反して盛土等を行った場合にすることができる。許可の規定に違反しない場合はすることができない。」</p> <p>(3) ウ静岡県の回答によると「31条1項・2項は、以下の要件①～③に該当する場合に適用する。要件①盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、要件②第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ずず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らか、要件③前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないとき。よって各業者について、条例の許可が不要のため、要件②の前提となる措置命令が存在せず、「命令を受けた者」がいない。したがって本事例においては要件を満たさず、31条の適用ができない。(事業の同一性はなく、土地所有者が違法に処分場を営んでいる場合ではないものとする)」</p>	<p>⑫本件盛り土行為は静岡県盛土等の規制に関する条例で規制することができなかったのか。 (1)本件盛り土行為は令和4年7月1日以後「土砂基準」(8条)に適合しない土砂等を用いて行われたのか。 (2)本件土地に許可申請を要しない範囲(9条1号、附則5項)を超える盛土を行った事業者はいないのか。 (3)ア複数の事業者が同じ土地に許可申請を要しない範囲内の盛土等を行った場合、許可申請義務はないのか。 (3)イ措置命令及び停止命令(27条2項)は複数の事業者が同じ土地に許可申請を要しない範囲内の盛土等を行った場合に適用することができるのか。 (3)ウ許可申請義務(9条)のある行為者がいない場合、土地所有者に対して勧告及び命令(31条)を行うことはできないのか。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑬	<p style="text-align: center;">砂防法</p> <p>第一章 総則 第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ</p>	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス</p> <p>第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得 ② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得</p>	<p>(1)本件土地は、<u>砂防指定地に指定されていない。</u></p> <p>(2)静岡県からの回答によると「静岡県では、必要性の高い箇所から順次砂防指定地に指定している。当該箇所については、その必要性が認められず、砂防指定地に指定していないと推測される。なお、現時点で判断すると、地形改変前(平成25年7月時点)の当該箇所は、砂防指定地指定の要件を満たしていない。」</p> <p>砂防指定地指定要綱(建設省河砂発第58号建設省河川局長通達)による指定基準「<u>土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域</u>」に該当していない。</p>	<p>⑬本件土砂崩落は、砂防法で防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、「砂防指定地」(2条)に指定されているか。</p> <p>(2)「砂防指定地」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
⑭	<p style="text-align: center;">地すべり等防止法</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p>	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>(地すべり防止区域の指定) 第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。</p> <p>(行為の制限) 第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) 三 のり切又は切土で政令で定めるもの 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。</p>	<p>(1)本件土地は、地すべり防止区域に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると「静岡県では、必要性の高い箇所から順次区域指定している。当該箇所については、その必要性が認められず、区域指定していないと推測される。なお、現時点で判断すると、地形改変前(平成25年7月時点)の当該箇所は、区域指定の要件を満たしていない。」</p> <p>地すべり防止区域指定基準(建河発第490号建設省河川局長通達)による指定基準「<u>地すべり地域の面積が5ヘクタール以上のもの</u>」に該当していない。</p>	<p>⑭本件改変行為は、地すべり等防止法で規制することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、「地すべり防止区域」(3条)に指定されているか。</p> <p>(2)「地すべり防止区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑮	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>(定義) 第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。 2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。 3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。</p> <p>(急傾斜地崩壊危険区域の指定) 第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。(以下略)</p> <p>(行為の制限) 第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 三 のり切、切土、掘さく又は盛土 四 立木竹の伐採 五 木竹の滑下又は地引による搬出 六 土石の採取又は集積 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>	<p>(1) 本件土地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。</p> <p>(2) 静岡県からの回答によると「静岡県では、必要性の高い箇所から順次区域指定している。当該箇所については、その必要性が認められず、区域指定していないと推測される。なお、現時点で判断すると、地形改変前(平成25年7月時点)の当該箇所は、区域指定の要件を満たしていない。」</p> <p>法2条による「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいうに該当していない。</p>	<p>⑮本件改変行為は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で規制することができなかったのか。</p> <p>(1) 本件土地は、「急傾斜地崩壊危険区域」(第3条)に指定されているか。</p> <p>(2) 「急傾斜地崩壊危険区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

No.	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑩	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>	静岡県 浜松土木事務所 天竜支局用地管理課	<p>(定義) 第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。)<u>若しくは地滑り(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。)(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。)</u>又は河道閉塞による湛(たん)水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。</p> <p>(基礎調査) 第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする</p> <p>(土砂災害警戒区域) 第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。</p> <p>(土砂災害特別警戒区域) 第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。</p> <p>(特定開発行為の制限) 第十条 特別警戒区域内において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>(1)本件土地は、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると「地形改変前(平成25年7月時点)において、本件土地では土砂災害(特別)警戒区域の対象となりうる地形は確認されていなかった」ため。</p> <p>法2条による「<u>「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう)若しくは地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう)</u>」の被害をいうが、法4条による「基礎調査」を行い、法7条「土砂災害警戒区域」、法9条「土砂災害特別警戒区域」の区域に該当していない。</p>	<p>⑩本件災害は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律で防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、「土砂災害警戒区域」(7条)又は「土砂災害特別警戒区域」(9条)に指定されているか。</p> <p>(2)「土砂災害(特別)警戒区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑰	土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)	静岡県 砂防課		<p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると、「土石流危険渓流(土石流が発生し、住宅等に被害を及ぼすおそれのある渓流)に該当していない。また土砂災害危険箇所については、制限等はない。」</p>	<p>⑰本件災害は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)の指定によって防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定されているか。</p> <p>(2)土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
⑱	土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)	静岡県 砂防課	<p>建設省河川局砂防課長通達(昭和41年10月14日)</p> <p>(土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称)</p>	<p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)に指定されていない。</p> <p>(2)静岡県からの回答によると、「本件土地は、急傾斜地崩壊危険箇所の指定要件(傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で、がけ崩れが発生し住宅等に被害を及ぼすおそれのある箇所)に該当していない。 なお、静岡県GISに示す「崩壊した斜面にかかる急傾斜地崩壊危険箇所は、東側に位置する斜面を対象とした被害想定範囲であり、崩壊した斜面を対象とした危険箇所ではない。また土砂災害危険箇所については、制限等はない。」</p>	<p>⑱本件災害は、土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)の指定によって防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)に指定されているか。</p> <p>(2)土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。</p>
⑲	土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)	静岡県 砂防課		<p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)に指定されている。</p> <p>(2)静岡県の回答によると「規制はできない。土砂災害危険箇所の指定目的は「地すべり防止区域」(地すべり等防止法第3条)を計画的に指定することであり、地すべり危険箇所に対する行為規制はない。」</p>	<p>⑲本件災害は、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)の指定によって防止することができなかったのか。</p> <p>(1)本件土地は、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)に指定されているか。</p> <p>(2)土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)の指定により、本件改変行為を規制することができなかったのか。</p>

関係法令等の一覧【県:参考】

	法令名称及び目的	所管課	根拠・論点となるべき法令の条項 (注釈がない限り現行法を記載)	所管課の判断(県)	論点(案)
⑤ -2	建築基準法	静岡県 建築安全推進課	<p>(災害危険区域) 第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。 2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。</p>	<p>(1)静岡県の回答によると「当該区域が盛土によるもの場合、建築基準法以外の法規制等により、その適法性が担保されるべきものであり、災害危険区域として私権を制限するべきものではないことから、災害危険区域として指定していないものと考えます。」 (2)静岡県の回答によると「建築基準法における建築制限は、建築物に対してされるもので、本件土地の改変行為は該当しません、また、建築物を建築する行為でもないことから、条例の適用にも該当しません。」</p>	<p>⑤-1本件改変行為は、建築基準法で規制することができなかったのか。 (1)本件土地は「災害危険区域」(法39条1項)に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか。 (2)本件改変行為は建築物を建築する行為(県条例4条、10条)に当たらないのか。</p>
	<p>(目的) 第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>		<p>(地方公共団体の条例による制限の附加) 第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。</p> <p>○静岡県建築基準条例 (指定) 第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域 二 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域 2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴かなければならない。 3 知事は、第1項第2号の区域を指定する場合には、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする</p> <p>(建築の制限) 第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(がけ付近の建築物) 第10条 がけの高さ(がけの下端を通る30度の勾配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。以下同じ。)が2メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。</p>		